

アーケード設置に関する取扱要綱

制定日 平成 17 年 10 月 1 日
最近改正 令和 3 年 4 月 1 日

(目的)

第1 この要綱は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 44 条第 1 項第 4 号の規定に基づく許可、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 7 条第 1 項の規定に基づく同意、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条第 1 項の規定に基づく許可及び道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 77 条第 1 項の規定に基づく許可に関し必要な事項を定めることにより、アーケード設置の適正を図ることを目的とする。

(連絡協議会の設置)

第2 アーケードの設置に関する承認等において事務の連絡及び調整を行うため、大阪市アーケード連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置し、別に定める「大阪市アーケード連絡協議会規約」により運営する。

(許可方針)

第3 アーケードの設置に関する承認等は、別に定める「アーケード設置に関する取扱要綱実施基準」（以下「実施基準」という。）に適合するものであって、商業の利便向上のためやむを得ないもので、かつ、相当の公益性を有し、交通上、安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めるものについて行う。

また、本要綱の適用にあたっては、関係法令の趣旨に則り、総合的な判断に基づいて行うものとする。

(設置承認申請等)

第4 アーケードを設置しようとするものは、実施基準に定める申請書を協議会へ提出し、その承認を受けなければならない。

また、申請者は承認を受けた後、関係法令に基づく許可等に関する申請を各関係局に行わなければならぬ。

(事務)

第5 この要綱の実施についての事務は、協議会に事務局を設け行うものとする。